

無線局免許手続規則の一部を改正する省令の概要

【概要】

アマチュア局の送信装置の外部入力端子に附属装置を接続した運用に係る免許の手続き簡素化等を行うため、無線局免許手続規則の一部を改正するものです。

【施行期日】

令和2年4月21日（火）